

平成 2 7 年度 第 5 回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成 2 7 年 9 月 2 日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】 ただいまより平成27年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事前確認について事務局から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 事務局でございます。早速内容に入らせていただきます。事前にお送りしました資料、本日、資料30、社会保障・税番号制度の導入による任意代理人の範囲拡大に伴う本人確認手続の改正について、それから資料33まで、新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務の委託について、あわせまして6件の資料をお送りさせていただきました。

前回、前々回の持越し案件もございますので、あわせて6件ということでございます。

資料31には1番、資料20には1から3までの資料が別途添付されておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

資料について不足がございましたら、お申しつけくだされば、事務局のほうでご用意させていただきますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、これから本日の議事のご審議にお入りいただくところでございます。その前に前回の地域飲食応援事業の件で、ご意見、ご質問がございまして、本日、担当の課長から補足の説明を議事に入る前にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【会 長】 それでは、最初に、地域飲食応援事業の委託に関しまして、説明をお願いいたします。

【産業振興課長】 補足の説明ということなのですが、ご質問、前回の議事録の内容についてお答えするというところでよろしいでしょうか。

【会 長】 はい。

【産業振興課長】 まず地域飲食応援事業の現金販売でございますけれども、広報誌に寄せた中で、現金販売やインターネット販売のほうが先になっていたというお話がありまして、これにつきましてはインターネット販売のほうをご購入の手続をいただいても、実際に券が手元に来るのが8月に入ってからということで、現金販売のほうの手元には優先的ということになっております。そういう意味では全くインターネットの場合を優先していたということではございません。日々の販売の上限を設けていたというのは8日間売りますので、初日に全部売り

切れるということも想定しますと、日々どれぐらいの分量かというところで割り振りをさせていただいたところでは。

そういう意味では全く結果としては、売り切れるほどの勢いがなかったということですので、その辺はご了解いただければと思います。

8日間、現金販売をするということにつきましては、6月24日にもお話をしていますし、資料16-1でもご説明をさせていただいているところでございます。現金販売者は区内の4カ所で、7月25日から7月31日迄と8月3日の計8日、販売をしているというご説明をさせていただいたところでございます。何かご質問あればお答えしていきたいと思います。

【会長】 それではこの件について、ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。

三雲委員。

【三雲委員】 今、ご説明いただきまして、もともと問題意識としてあったのは、やはり税金を原資としている割引チケットの販売、そこにおいて購入する方の個人情報というものが、区のコントロールの及ばないところに集まるような仕組み、なおかつその販売を担当している会社というものは民間の企業であって、半分以上の目的は個人情報を集めて、彼らなりのほかのプロモーション等に使うことを前提にしたサイト運営をしているような、そういった事業者を利用する。

それが私たち新宿区の個人情報保護に関する方針に対して適切なものであるかどうかということに、根本的な問題意識があったわけです。

既にこれは進んでいるお話であって、今さら後戻りできることではないというふうに思いますけれども、今後、同様の方針・方策をとられる際に、私たちの新宿区にある地場のものを振興するということであれば、やはり私たちの中で完結できるようなやり方というのがふさわしいんじゃないか。あるいはノウハウにしたって、業者からそのままお金を払って、加入するやり方ではなくて、それを工夫できるほうが適切なんじゃないかというふうに私は思っております。ただ、これもまた既に進んでいる話であって、戻れるということではないと思いますので、これは意見として申し上げさせていただきたいということです。

それからあと、最初の日のご説明と次の2回目のご説明とで1点変わったところがあって、それは何かと申しますと、要するに、業者に渡る個人情報というものは、業者と個々の購入者との間の登録、それぞれの契約によってなされるものであるから、新宿区の個人情報保護のコントロールの及ぶものじゃない。したがって、私たちの、本来は審議するものじゃなかったんだという一言があったように思いまして、それはちょっと違うんじゃないかなと思っております。

す。やはり税金を使って行う事業において、それを利用する方の個人情報がどうなるかということ、やはり責任を持って考えるべき問題であって、その意味では最初にこの問題を、この審議の場に設けていただいたという事務局の方の判断というのは大変すばらしかったと思いますので、今後とも同様のことがあるときには、やはりお話しさせていただければと思います。

【鍋島委員】 関連で。

【会 長】 どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】 昨日見たんですけど、スマホで新宿区のホームページを見るとすごく信用するんですね。だからそこにあるものは大丈夫だと思ってしまう。そこにはインターネット購入のときのことが、クレジットカードの登録と、会員になるのは会員登録をしてくださいというので、これが私たちにはわからないわけですよね。つまり、外のそういうポンパレですか。初めて子どもに聞くと、随分、飲食などの券が安くなるという、そのあたりが、私たちにしてみれば、パソコン一つ使うのにすごい危ないんじゃないかと、と思いながら、それでも便利だから使ってしまう、最初の人にこういうところにお出しになるんだったら、まだ直すことができるでしょうから、区民に対してこの個人情報が自分の責任で守るので、「これは外部とつながりますから注意してください」ぐらい入れてくださいと私申し上げたんです。それからこれがあって、すぐ見たら、全然そういうことはなくて、友達もやっている人があって、「大丈夫よ、区のホームページだから、絶対個人情報流れないわよ」というのが大方なんです。やっぱり、今日、スマホで出してみたら、やっぱりそのとおりなので、何も書いていないクレジットとIDカードがありますよというぐらいなので、それだと全く自分として分からないので、やはり区のこういうホームページはみんなが信用するということを念頭に置いて、個人情報なので、こういう企画を、今後注意はしていただきたいと思っております。

【会 長】 ありがとうございます。

いずれにせよ、ご意見、結構必要なお意見も出ておりますので。ほかに何か。佐藤委員。

【佐藤委員】 今、三雲委員、鍋島委員から言われたこととかなりダブるんですけども、やはり新宿区が行う場合、慎重を期すべきだというふうに思います。国民生活センターのホームページでは、こうしたサイトにパスワードを入力して本人確認をすることが日常茶飯事に行われていることに、非常に警鐘を鳴らしているわけです。

こうしたことに対してのなりすましというのが非常にやりやすくなっているのです、十分注意するようにということが、国民生活センターのホームページに取り上げられています。

新宿区がそういうサイトとつながってやることに對して、ほかの委員から縷々お話しがあ

ったように、十分注意をして、今後の教訓にすべきだというふうに思いますので、一言意見として述べさせていただきます。

【会 長】 同様の意見ですね。ほかに何か。伊藤委員。

【伊藤委員】 質問なんですけど、今回の標記問題等いろいろあったと思いますけど、この協議ということの事業を中で広報に位置づけられるものであって、前回、三雲委員から広報「しんじゅく」のご指摘があって、ホームページの議論があったんですけど、産業振興課を通じて、この事業を広報する場合のフローみたいなのが決まっていれば、例えばウェブサイトの改修する場合はこういうフローがあって、広報しんじゅくを改修する場合はこういったことがあって、このタイミングまでだったら修正がきく、きかないとか、有料サイトになれば、個人的にいつでもきくんじゃないかとか、何かそういった流れというのは決まっていたんでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】 ウェブサイトにつきましては、いつでも修正は可能でございます。広報しんじゅくのほうは一定期間の締切りがありまして、区政情報課のほうで編集作業を行いまして、その間に校正が2回ぐらい入るというふうなことです。締切りは一月前ということです。

【会 長】 事務局。

【区政情報課長】 広報しんじゅくの最終的な直し部分、おおむね10日前ということで運用させていただいています。緊急の場合には印刷が入る直前まで、ちょうど1週間でございますけれども、場合によっては変更の恐れがある場合は、事前に印刷所のほうに通告をしておきながら、ぎりぎりまでというのはありますけど、通常は10日ぐらいといった状況でございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 広報しんじゅくの話が出たので、ウェブサイトに関してまだ変更がきくと思いますので、先ほどご審議があったと思うんですけど、該当サイトにいくということは、最初のパナーとかに大きく、見やすい文字で書いていただくのがいいかと思います。そこを検討していただきたい。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】 外部サイトに接続する部分につきましては、変更を考えています。

【会 長】 ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。井下田委員。

【井下田委員】 私、この審議会が初めてなのでどういった理由で行われているのかわからないので、事務局にお聞きしたいんですけども、今回、議事に入る前にこういった説明不足ということで始まりましたけれども、こういったことは以前にも行われたことがあったのか、聞

かせてください。

【会 長】 事務局、お願いします。

【区政情報課長】 基本的には補足説明、説明不足の際にはおおむね今までの取扱い上は、事務局のほうでその部分について確認をし、次回、次々回の際に説明をさせていただくといった段取りをとってございました。

前回の最後の段階で三雲委員のほうからご質問、またご意見等々がございまして、これは議事録のほうにも載ってございますけれども、会長のほうで次回、担当者のほうからその部分の説明を受けるといったお話をいただきまして、それで議事に入る前に、補足説明。通常、先ほど申し上げたとおり、事務局のほうから確認した内容を補足させていただくという対応を従来はとってございましたが、今回、担当者からといった会長からのお話がございましたので、それで説明をさせていただきました。

前回、三雲委員が最後に出されました意見については、事務局のほうは承知をしておりますので、そのお話をいただいた中で、最終的には会長のご判断のもと、今回取り扱いをさせていただいているといったところでございます。

この審議会の運営、それから進行につきましては、この会を統理する会長に権限が当然ございますので、そういうルールの中でやっていただいているということです。

【会 長】 井下田委員。

【井下田委員】 それでは、会長に私、ご要望したいことがありまして、平成27年の当審議会の日程というのがあって、第1回から第9回まで決められているんですね。ちなみに第9回は予備日として決められています。ここの開催時間が午後2時から午後4時までになっていて、もちろんここにいる委員の皆様方も、この日程に沿って、開催時間に沿ってお越しいただいて、議事を進行しているということになるんですけれども、第3回、7月13日が終わった段階で、再度、ここに載っていない予備日を決めて集まったことがあったわけです。しかも、きょうも議事に入る前に、もう20分経過しています。

今回、今日は6件の諮問事項と報告事項があって、しかも前回は予備日ではなくて、再度違う予備日で、臨時をつくっていますので、会長には議事進行に対しまして特段の配慮をお願いしたいというふうに思います。意見です。

【会 長】 皆さんの意見をなるべく聞こうと思っております。そうでなかったら、10分で全部打ち切りますけれども、それでよろしいですか。

皆さん、そういう時間配分で最初から審議の時間を決めてやる方法でもいいです。多少のこ

とは時間がずれることは了解していただいているというふうに思っており、私は進めています。

前回の審議会で先に説明を求めるということで継続している話なので、ただ、これは議題ではないので、事実上説明する。言いかえたら、報告事項は審議が終わっているわけですが、皆さんに納得していただけない部分があったので、追加の説明を求めているというだけで、きょうも実際やって、私は結構よかったと思っております。今後の審議にプラスになるというふうに思っております。全く時間の無駄ではないと思っております。今後もそうなるだろうと思います。これで議題に入ります。

それでは、次第に従って議事の審議を進めてまいります。

説明される方は資料を読み上げるだけではなく、要点を説明していただき、必要に応じて補足説明をお願いします。

まず、資料30、社会保障・税番号制度の導入による任意代理人の範囲拡大に伴う本人確認手続の改正についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】 区政情報課長でございます。

それでは、資料30に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

前回、第2回区議会定例会で、個人情報保護法条例の改正をさせていただきまして、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度です。この法律の中で任意代理の規定がございまして、この部分を取り入れる形で条例改正を行いました。

それに付随して、任意代理に範囲拡大をするということで、十分その委任者の意思を確認する必要があるといったご意見を踏まえまして、今回規則の中でそれぞれ手続定めさせていただくといったことを諮問させていただく内容でございます。

個人情報保護制度の運用に関する重要事項というという位置づけでの諮問でございます。

おめくりいただきまして、2ページ、3ページに概要を記載してございます。今回の内容につきましては、任意代理人が今回入りまして、この任意代理人が委任状を持って、いわゆる自己情報の開示請求を行った場合の具体的な手続について、1つは代理人の本人確認、これは当然行われるべき内容でございますので、そのほかに今回委任状のばらつきを一定程度整理させていただきたいということで、規則で様式化を図るものでございます。

さらにこれが一番重要事項でございますが、委任者、ご本人の意思確認をする書面を、様式、それから手続で義務化をしまして、必ずこれを行うといった内容にさせていただく予定でございます。

エの「却下通知書」でございますが、これはご本人の意思確認をさせていただいた際に、この人に委任した覚えはないといった委任行為がないといった回答があった場合には、その代理人の請求を却下するという形になりますので、却下通知、これは改めて通知をさせていただくといったことでございます。

3 ページに記載の部分については、従来から15歳以上の未成年者の法定代理の場合の手続として、未成年者の意思確認の提出を求めることができるということで、従来から規定してございましたが、ここを提出を求めることができる規定から、「求めるものとする」、皆さん出してくださいという形に改めるものでございます。

これにつきましては、10月5日施行で改正手続に入らせていただきたいというふうに考えてございます。

番号法で委任代理が導入された背景は、いわゆる自分の番号法に基づく特定個人情報はどういうふうに利活用されているかというのを見れるマイナポータルというのがパソコンで確認できる仕組みが導入される予定ですが、当然、全ての方がパソコンでそれを確認できるといった状況ではございませんので、書面による確認というのが当然必要になってまいります。その際に、ご本人がなかなか区役所等々に行けないという事情がある場合に、委任状を持った代理人がそういうことを行うといった制度を保証するということで、代理人制度が設けられたものでございますので、全国的にそういう取扱いをするといった状況であります。

ちなみに各区の中で、23区で今、新宿区と同様の手続、本人の意思確認をする区が5、それから11区が代理人の本人確認、それから委任者の免許証等のコピーを添付させるといった手続で進めている。残りの6区につきましては、全く委任状のみといった区もございましたし、それから1つの区については印鑑証明をとりたいといったお話を東京都に相談したところ、それはだめだというお話をいただいて、本人の意思確認に変更したという区があったというお話を伺っています。

雑駁ですが、以上、そういう前提の中で今回諮問をさせていただいたものでございます。説明は以上です。

【会 長】 ご質問かご意見ございましたら、どうぞ佐藤委員。

【佐藤委員】 今ご説明いただきまして、そもそもこの任意代理人という制度をつくった理由と、先ほどマイナポータルということでしたけれども、そのマイナポータルを見ることができない人のためにペーパーで情報を提供するという理解でいいのかということと、この任意代理人というのはどういう人になるのか。例えば配偶者とか、あるいは何親等以内の親戚とか、そ

の辺はいかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 先ほど触れましたとおり、マイナポータルを使えない方々を保証するためのといったことで、委任代理という制度が導入されてございまして、この任意代理は当然、親族でなくてももちろん大丈夫です。その委任する方が、この方というふうに指定をして委任をすれば、それは成立しますので、我々が大事なはその委任したという事実をご本人に直接確認するといったことを手続化するというのを、今回ご提案をさせていただくものでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 この最大の目的は、要するに「なりすまし」の防止ということなんですが、これまで区として「なりすまし」防止のために、どういう対策をとってきたのかということをお聞きしたいんですが。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 なりすましの防止については、先ほど申し上げた、今回義務化する制度ということで、委任者本人の意思を確認する場合ももちろんございます。他区がやっているとおりに、その委任者がご本人から身分証、免許証のコピーとか、パスポートのコピーをお預かりしてくるといった形で対応する場合もございます。

私どもの場合はもともと個人情報の関係というのは、任意代理を認めていたケースというのが、実は病院に入院加療をしていて、どうしても手続が行えない方に限定をさせていただいて、その際には入院をしている証しも書類として添付をお願いしていました。そういった厳重な取扱いの中で、これまでも進めてきたといった状況でございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 それで任意代理が、要するに本人の了解をとれば、極端にいうと誰でもなれるというのは、非常にセキュリティ上危険じゃないかなということを、1つ疑問としてあります。

それと委任状の規則を様式化するということがあったんですが、これによる何か効果というのはあるんでしょうか。今までは、要するに、手書きでも何でもよかったけれども、書式が決まると、そこに書き込んでもらうという、そういう理解でよろしいんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 1つはこの制度に基づいて、任意代理を行うといったことを、規程のご理

解をいただいた上でダウンロードしてお使いいただくといった形、または区のほうで直接、その様式をとり にいらしていただければ、手続について我々も確認したり、内容についてを直接ご説明することができますので、そういった意味で、それともう1つは様式に今までばらつきがあったということを、今回改定するといった意味。この3つ含めまして様式を定めさせていただいたといった状況です。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 これまでばらばらだったので統一するということは非常に大事なことだと思うんですが、それによって確かに本人が来れば、それはそれなりになりすましの防止になると思うんですが、今やパソコンで簡単にダウンロードできるとなれば、なかなか来てやろうという、ましてやなりすましを狙っている人はわざわざ来ないと思うんですね。だからその点でのこの様式化によって、果たして完全になりすましをシャットアウトできるかということについて、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それと関連して、却下通知書という、これは新しく設けられたんですが、これはセキュリティ上どういう効果があるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 本人確認を手続上義務化してございますので、確認をさせていただいた中で、当然、この人に委任していますといったご本人の書面を頂戴できれば手続を進めるといった形ですが、そうでない回答をいただいた場合については、1回申請をお受けしていますので、その申請についての取扱い、行政の手続上の問題でございますけれども、その受け付けた申請を却下するという形をとるために、今回様式を定めさせていただいたということです。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 最後にいたします。意見を言わせていただきます。

今、質疑をさせていただいて、任意代理人が、本人が確認すれば第三者で誰でもなれるという点や、却下通知書や委任状の規則様式を定めたことによって、効果を上げるというのは、なかなか僕はなりすましに対して有効的だというふうには思えないんですね。

また、マイナポータルの運用によって、パスワードを入力することによって中間サーバーにアクセスして、それで情報を仕入れる。この中間サーバーそのものが個人情報の1つのコピーしたものが、2つの場所に集約されるというふうにお聞きしました。そうすると一旦そこから情報が漏れると大変な問題になるということと、それから既に2003年から住基カードを発行されて、なりすまして、保健師の確認をとった。それで今、2009年からはICチップを埋め込

んでやっているけれども、既に総務省のホームページを見ると、200件以上の不正やなりすましが報告されている。住基カードはわずか5%です。それがマイナンバー制度で全てにそういうことになってくると、大変はかり知れないなりすましや、そういうことが生まれるのではないかということを、私自身は危惧いたしますので、地方自治体が独自にこの漏えい防止策をとることは非常に僕は評価をいたしますけれども、今回のこの任意代理人の範囲拡大については、私自身はこの諮問については反対をさせていただきます。

以上です。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見は。

鷺野委員。

【鷺野委員】 却下通知書という、却下する場合は、そういう書面を送るというのは分るのですが、却下しない場合は、何か書面が送られてくのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 手続がそのままご本人の意思が確認できて、手続に入れば、今度は自己情報の開示請求に対する決定を出しますので、代理人の方にそれをお渡しする。決定の通知と、それと求められている開示文書をお渡しするといった手続になります。

【会 長】 鷺野委員。

【鷺野委員】 ということは、代理人に渡されるので、本人に郵送されたりして、本人が受け取るということになるんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 ご本人へ確認書を返信いただくときに、直接郵送でという希望があれば、そういう対応はもちろんさせていただきますが、もともと郵送による請求というのも、遠隔地の場合は行うことができますので、それはあわせて、代理人を立てずに郵便でもやることができます。ただ、それはご本人の身分証を必ずコピーをつけてもらわなければいけないといったことがありますて、従来から問題になっているのが免許証を持っていない方、パスポートを持っていない方をどうするんだといった議論があります。その際には区が確認できているご住所にこちらからお送りをして、それでご返信をいただいて、という手続を1つ経てから対応する。ご本人確認といった形をとらせていただいているところです。今回、任意代理の部分の確認については、代理人が受領の権限まで委任を受けているといった場合については、その方に戻すといったことに手続はなります。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見がございますでしょうか。

瀬川委員。

【瀬川委員】 このマイナポータルというのは、国の制度ですよね。したがって、先ほどの委員のご説明で非常に情報が漏れるということなので、新宿区は新宿区でやっていけばいいと思うんですけども、これは国が押し進めていって、国として情報漏えいについては大変、これはもう、問題とか言われたりしていますから、各都道府県からいろいろ情報が出ていますから、新宿区で最大の対処を今されて、その中で進められる。私は賛成です。

【会 長】 どうぞ。

【林委員】 3 ページのアのところなんですけど、これ、素朴な疑問なんですけれども、「本人（15歳以上未成年者）」とあるんですけども、ちょうど15歳だったとしますと、いろいろな公的な免許証は、パスポートは別にして、ないと思うんですけども、要するに意思確認を徹底するというのは具体的にいうと、どういうふうになってくるんですか。ちょっと素朴な疑問です。

【会 長】 ご説明してください。

【区政情報課長】 これは10代から提出を求めることができるという規定を設けてございまして、従来は様式も定めずに任意で行っていたものでございますが、今回、いわゆる任意代理の部分まで拡大をして、様式等々も定めましたので、15歳以上の法定代理の意思確認についても同様にきちんとやらせていただくといった趣旨でお入れしたものです。

【林委員】 わかりました。

【会 長】 ほかに。三雲委員。

【三雲委員】 今の質問との関連なんですけど。意思確認書はどういうフローで本人に送られて、どうやって送る側にそのまま出されるのか。例えば代理人が持って来てもよろしいのか。そのあたりを教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 一応、申請を受けまして、代理人がお持ちになった住所、それと区のほうで把握している住所、これを突合させていただきまして、その住所にお送りをするといった形で、直接お渡しをする方法をとらせていただく予定でございます。また、その後はご本人が書いていただいたものを代理人に預けるという形、または直接こちらにお送りいただくという、両方ともとれるような形、ご本人の意思次第といった取扱いにさせていただく予定でございます。

【会 長】 よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見、ありますでしょうか。

それでは採決をしますけど、反対意見と賛成意見が両方出ましたので、賛否を分けて採決をしましょうか。どう思いますか。今の順番で賛成か反対かを決めていただいて、一応、1つで賛否をお尋ねしますので、ご協力ください。

反対のご意見の方は2名ですね。2名反対意見。

賛成の方、棄権もありますので、無理せず。

賛成の方は挙手、お願いします。

〔挙手〕

【会 長】 一応、賛成多数ということなので、賛成多数で本件を可決。

ただし、反対意見が2名あったことは議事録に記録していただきたいと思います。

【区政情報課長】 かしこまりました。

【会 長】 そういうことで、本件は反対意見もございましたけれども、賛成多数ということで承認可決したということにいたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に資料31、社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報の利用及び提供に関する手続についてであります。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 それでは、説明をお願いします。

【特命担当副参事】 総合政策部特命担当の村上と申します。よろしくお願いいたします。

本案件は、社会保障・税番号制度導入によりまして、区役所内の情報利用の位置づけが変わります。本案件は個人情報保護制度の運営に関する重要事項ということで、保護を受ける情報利用の手続の流れについて諮問させていただくものでございます。

審査資料の2ページをお開きいただきたいと思います。初めに1番、番号法に基づく区条例の制定と、条例制定後の庁内の情報利用の位置づけについてでございます。

区は番号法の施行に伴いまして、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定する予定でございます。お手元に参考資料の1をあわせて配付させていただいております。資料と参考資料と両方ございますので、この参考資料1と書いてある、ホチキスどめで書いてあるA4縦のものをご覧いただきたいと思いますが、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、とタイトルが書いてあるものでございます。その参考資料の下の方に表が載っております、区の条例で

規定をする内容を3つ掲げてございます。

1つ目が区独自利用事務ということで、番号法の法定事務以外の、区が条例や規則、要綱などに基づいて単独に実施している事務で、個人番号を利用する事務、これをまず区条例で規定をするものです。

2つ目が庁内連携で、これは番号法第9条2項に基づいて、条例に規定をすることで同一機関内において保有する特定個人情報を、別の事務処理のために利用できる、そこを規定するものです。

3つ目が、他機関連携と書いてありますけれども、これは番号法第19条に基づきまして、条例に規定することで、同一地方公共団体内の他機関、例えば、区長部局から教育委員会に特定個人情報を提供ができることを規定する内容となっております。

参考資料をめくっていただきまして、裏側にオレンジの図が書いてあるページがございます。簡単に区独自利用事務での考え方、庁内連携のイメージ、区長部局と教育委員会の情報のやりとりのイメージ、簡単に説明したいと思います。

区独自利用事務の考え方ですけれども、区民の利便性向上を図る観点から、まず黒ボツの1つ目、法定事務と切離しができない。あるいは切り離すことでサービス低下となるような事務、それから2つ目、個人番号を利用することで可能な限り添付書類の提出を不要とできる事務、それを対象にしていきたいと考えております。

2つ目の庁内連携のイメージ、区長部局内の部署間で特定個人情報を連携する場合ということで、例として書かせていただきます。例えば国民健康保険の保険料算定の事務に、住民税情報を利用するとか、あるいは生活保護情報を利用するとかといったような区長部局内での特定個人情報の連携は、庁内連携となっております。

それから、一番下の同一地方公共団体内他機関への提供のイメージでございますけれども、これは区長部局から教育委員会の情報を渡したり、その逆というようなことを指すものなのですが、例示としまして教育委員会の就学援助の事務処理に、生活保護情報を利用するというようなものが該当いたします。

条例の案はその次のページに、案を示させていただいております。

恐れ入りますが、また審議会の大もとの資料の2ページ目にお戻りいただきたいんですけれども、2ページの上から4行目です。現在、区役所の、ある特定の事務処理をする場合に収集された個人情報を、ほかの事務で利用する場合は、「目的外利用」として位置づけられております。番号法に基づく区条例制定後は、個人番号利用事務を処理するために、同一機関内で保

有する特定個人情報を用いた別の事務で利用する場合は、「目的内利用」（庁内連携）、それから同一地方公共団体内の他機関、区長部局と教育委員会などのやりとりです、それについては番号法に基づく「提供」として位置づけられます。その理由を簡単に申し上げますと、まず庁内連携についてなんですが、一般的に個人情報の利用に際しては、利用の目的をできる限り特定して、その目的の範囲内で利用するというのが「目的内利用」の条件となります。番号法では、法の目的に書かせていただきましたが、「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに」、「国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他利便性の向上を得られるようにする」というような目的から、庁内連携でみずからが保有する特定個人情報を利用する場合は、条例で利用目的を事前に特定することを義務づけられておりまして、それが条例制定によりまして、その目的の範囲で利用する場合は「目的内利用」というふうに位置づけることとなります。

また、個人情報保護条例によりまして、特定個人情報の「目的外利用」、この制度導入後は原則禁止となります。唯一目的外と認められるのは、人の生命、身体、財産保護のための緊急の場合のみとなりまして、それ以外の利用は目的内の利用で行わなければいけないとなっております。

続きまして、3 ページ目、ご覧ください。同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を渡す場合の提供についてなんですけれども、番号法19条におきましては、特定個人情報の提供では原則禁止なんですけれども、例外をこの19条で定めております。

例外が認められる、提供できる場合を1号から14号まで掲げられておりますけれども、特定個人情報の取扱いというのは、地方公共団体内では機関単位、同一地方公共団体内の他機関の特定個人情報を渡す場合は、他機関への提供に該当します。法19条の9号に基づきまして、区の条例で定めた場合であれば、同一地方公共団体内の他機関それぞれの間において、それもちろん事務処理に必要な限度で、特定個人情報を提供できるというような扱いになります。審議会資料の4 ページをご覧ください。

2番といたしまして、特定個人情報の取扱いの適正性を確保するための措置についてということを書かせていただいています。

これまで目的外利用であった情報利用が、制度導入後は条例の規定に基づきまして、利用や提供が可能になるというような仕組みになるわけなんですけれども、新宿区におきましては個人情報の保護、それから特定個人情報の適正確保を図る観点から、庁内での情報利用につい

て以下の方策を講じていきたいと考えております。

(1) は、情報公開・個人情報保護審議会への報告、(2) といたしましては、利用事務、利用範囲、利用目的の区民へのわかりやすい明示ということになります。具体的なイメージを持っていただくために、資料の1を用意させていただきました。A4横のカラー刷りのものが資料1になります。左側、それがこれまでの流れになります。これまで区役所のほうで収集した事務以外の別の、例えば事務処理で、税情報ですとか、生活保護情報を使う場合は目的外利用でした。目的外利用のフローなんですけど、本人同意の場合ですけれども、本人同意を窓口で確認をして、本人同意をとれば、個人情報の目的外利用を行うことができます。また、本人同意がされないような場合、審議会に諮問をいたしまして、どの事務でどの情報を何のために利用するのかというようなことを審議会にお諮りをしておりまして、審議会のほうで了承されれば、そうした目的外利用記録票を作成し、それを区民の方にわかりやすいような形で閲覧ができるような体制をとっていただくところでございます。

今度、制度導入後の流れが右側になります。新たに個人番号利用事務が発生した場合に、こういった流れを考えてございます。新たな事務が発生した都度、今も特定個人情報保護評価、PIAです、それをこの個人情報保護審議会のほうにご報告をさせていただいています。けれども、それとあわせて庁内での利用について、どの事務に、どのような情報を何のために利用するのか。それを報告させていただきたいというのがございます。それが、この資料の1のフロー図の黄色い枠で囲ってあるところの部分です。新たな利用事務が発生した都度、PIA、特定個人情報保護評価とそれから庁内利用の範囲、それから情報の根拠を、報告します。

その後、利用条例・規則の改正をし、その後に目的内利用・提供の記録票ということで、これまで目的外利用記録票としてつくっていたような記録票の同レベルのものを、この番号法施行後につくらせていただき、それをホームページ、それから窓口で区民の方に閲覧をするようなことを考えてございます。

条例を制定することで、庁内で情報利用が認められるんですけれども、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、これまでと同レベルの透明性ですとか、第三者の目でチェックしていただくような説明をしていきたい、担保していきたいと考えております。

ちなみに23区の現時点での状況なんですけれども、新宿区と同じように審議会への庁内利用の報告ですとか、記録票をつくるというのは、新宿区も入れて3区、それから審議会への報告は考えていないんですけども、記録票はつくりたいと思っている、区民の方に提示したいと思

っているという区が3区です。それ以外はまだこの手続については一切未検討ということで、これから考えたいというような状況でございました。

以上、長くなってしまって申し訳ございませんが、制度導入後の庁内利用の流れについてご説明をさせていただきました。

ご審議、よろしくお願いいたします。

【会 長】 要するに法律に基づいて、その条例を合わせることを考えて決めた。こういうことですか。

【特命担当副参事】 はい。区の条例の制定については、番号法に基づいて規定をするわけなんですけれども、そうしますと庁内での利用が、条例を制定すれば利用は大丈夫だというようなことになってしまうんですけれども、それですと区民の方にわかりにくくなってしまうので。

【会 長】 わかりました。要するに法律でそういう仕組みになっているわけですね。

ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】 確認のためにお聞きします。そうすると今まで目的外利用だったものが、このマイナンバー制度の施行によって目的外、あるいは提供に意義づけ、定義づけが変わる。そうするとこのマイナンバー制度によって、今まで目的外利用でこうした審議会にきちんとかけていたものが、すごく軽く扱われるという、そういう理解でよろしいんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 軽く扱われるということではないんですが、結局、この番号法の趣旨は、迅速な情報の共有ですとか、行政機関内での情報連携をすることによる利便性の向上という趣旨がありますので、そういう趣旨からこういう位置づけの変更というようなことになったと、区としては捉えているところです。

ただし、適正な取扱いというのは確保したいということもございますので、今回のような流れを提案させていただきました。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 マイナンバー制度、時期を捉えて僕は問題点を言ってきたわけなんですけれども、この利便性の名のもとに、この個人情報をこういうふうに扱うというのは非常に問題だと思うんです。

それは新宿区の問題じゃなくて、国の問題なんですけれども。それを踏まえて、先ほど特命担当副参事からも説明にありましたように、資料31-1でご説明があったように、要するに、この右側の赤い枠の個人情報審議会、これに今のマイナンバー制度施行によって、情報提供の

取扱いが変わると、この部分がなくなっちゃうということですね。

【会 長】 ご説明してください。

【特命担当副参事】 そのとおりでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 よくわかりました。そうすると新宿区としては、それでは非常に軽く個人情報
が扱われるので、今までのように、目的外利用と同じように扱って、この審議会にかける。こ
れは新宿区のほかに入れて3区で、独自にセキュリティをきちんとしておこうという意味です
ね。

【会 長】 ご説明してください。

【特命担当副参事】 はい。そのとおりです。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 それは僕、素晴らしいことだと思います。新宿区独自にそうした個人情報の保
護をきちんと担保するために、独自にこうしたルールをつくるということは、こうしたマイナ
ンバー制度の施行のもとに、新宿区が主体的にやることについては非常に評価できるなという
ふうに思います。

以上です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見。はい瀬川委員。

【瀬川委員】 新しい法律文はつくられるんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 条例案は国のほうの条例のイメージというようなものが準則で示されま
すので、それを参考にさせていただきつつ、別の法務担当と一緒に作成します。あくまでもベ
ースは国のものになります。

【瀬川委員】 結構です。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見は。

今度、個人情報保護審議会に報告となると思うんですが、報告するイメージというのは、事
後報告ということだと思いますけど、事前報告というのは考えられないんですか。

【特命担当副参事】 基本的には事前報告を考えてございます。

【会 長】 わかりました。何か報告って書いてあると、事後報告のように思えたから。事
前報告なら、意見が言えるという意味ではよろしいかなと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】 本当に区として条例をつくっていただくのはとてもありがたいと思います。続いて、条例をおつくりになるのであれば、一番心配しているのは、年金の流れがあったものですから、そういうときに対応を迅速にするような、条例をおつくりになったならば、こういうものも含めてつくっていただきたい。

いろいろな国のほうから聞いたり、私もネットで出して読んでみたんですけど、そういうときのことが余り詳しく書いていないのが多い。せいぜい途中なんですよ。ですから、せっかくおつくりになるのであれば、そういうものを入れていただきたいなと思って、お願いします。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 今、委員からありましたけれども、区としては個人情報保護条例のほうで、例えば何かあったときに、ネットワークをすぐシャットダウンができるような権限を設けている。また条例ではないんですが、情報政策のほうのセキュリティの対策で、そういった何か攻撃型のがあった場合には、それを検知していくような対策は万全にとってございますので、そういった大もとのセキュリティポリシーという新宿区の、セキュリティの大もとのような規定についてはしっかり、この制度導入にあわせて見直していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見。伊藤委員。

【伊藤委員】 こうした、技術が導入されること事態、個人的にメリットは非常に感じているんですけど、例えばこの図の資料を見ているんですけど、途中で個人情報保護審議会の報告というのがございますが、私、この個人情報保護審議会に参加していて、非常にすばらしいなと思っていて、それというのは、ここで制度の話をしっかきすることができる。制度上の不安なところに対して意見を言えるのは、非常にすばらしいと思っています。

ただし1点、こういった制度が導入されることで、じゃ、技術的なテクニカルな話というほうが実は重要な流れだと思っていまして、幾ら制度をよくしても、このテクニカルな問題が解消しないと、安全性というのは担保されないんじゃないかというふうに思っていまして、となると、この個人情報保護審議会の中にそのテクニカルな議論をする場を設けるとか、もしくはまた別に、第三者、区の人がいいんですが、そういう問題だとして、第三者が、客観的なテクニカルな話というのを議論する場があったほうがいいのかと思っていますんですけど、何かこういったことを今後やられたりとかというのはあるんでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 この個人情報保護審議会自体の意義とか役割というのは、やはり区と違う第三者としてのチェック機能という、そういった目でこちらのほうにご報告をさせていただくというのは、ぜひ入れたいというふうに思っているんですが、区のほうのセキュリティの専門的なという意味で言いますと、特定個人情報に限って言いますと、第三者点検というのを特定個人情報保護評価で入れてございます。その評価の委託先と言いますのは、プライバシーポリシーを、認証している専門の機関だったりするので、保護の専門の機関に委託してございますので、そういった外部の専門機関からのチェックについてもあわせて入れているところでございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 ありがとうございます。そういった第三者の点検が入っていると思うんですけど、それが実際、ここで働かれている職員の方と情報共有ができていますか。そこって非常に今後重要になってくると思うんですけど、今は皆さんにそういった情報を共有されて、職員の方はそれを理解しているということでもいいんでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 正直、全職員に共有できているかと言いますと、できていないような段階だと思いますので、制度導入が10月から始まりますが、次年度、来年度以降、そういった専門のノウハウをマニュアル化して、職員の周知といいますか、共有してノウハウを浸透できるような体制も考えていかなければいけないなということで、課題の1つとして捉えてございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 議会にもそういった情報というのは、実は余りテクニカルな話というのはしていないんですけど、今後この話が出てきてから、議会もこういった情報、非常に重要になってくると思うので、テクニカルな情報をなるべく共有をさせていただきたい。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 かしこまりました。

あと今年度、個人情報保護条例も改正しましたし、その制度を導入するということで、セキュリティの話も含めて、全庁の職員を対象にした研修を専門の、民間のプライバシーを扱う企業の講師を招いて研修を実施する予定でございます。そういったもの一つ一つ検証して進みながら、職員の周知に取り組んでいきたいと思っております。

【会 長】 井下田委員。

【井下田委員】 ちょっと伺いたいんですけど、あくまでも個人情報ですね、これは。だから個人データとは違うんですね。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 特定個人情報になります。例えば、ある事務で収集した情報であって、個人データではない、個人情報になります。

【会 長】 井下田委員。

【井下田委員】 ということで、法でいうところの分類の中で、個人情報ではなくて、あくまでも特定個人情報、要するに個人データですね。データベース化されたということだから、内容についてこの中で流れるデータについては、前、教えていただいた多項目に渡っての個人情報でしたけれども、あれがそっくりそのままのイメージということで、データの中身が変わるということはないですね。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 実際に庁内で利用するという場合、そのまま、例えばある課で持っている情報をそのまま渡すということではなく、先ほど申し上げましたけれども、その事務処理に必要な限度で利用するというので、必要な範囲、事務処理に本当に必要なのか、逆にそれが審議会のほうで、使う情報はこれとこれとこれですよ。その事務に何でそれが必要なんですかというようなことまでご説明をさせていただいて、それだったら適正な範囲だから、というようなご判断をいただきたいと思います。

【会 長】 井下田委員。

【井下田委員】 ありがとうございます。よくわかりました。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

難しい問題ですけど、国が決めることをいかにこちらで個人情報を守りながら実施していくか。それが問題だと思います。

ここで議論しても発展しないので、その都度、利用状況を報告していただく中で、また意見があれば、そのとき皆さんから適切なご意見をいただきたいというふうに思います。

本件は一応諮問事項ですので、反対か賛成かがあるんですけど、特別、反対意見もなかったもので、異議がないようでしたら、これは承認ということになります。よろしゅうございますか。

〔「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 じゃ、承認ということにいたします。

ご苦労さまでした。

次は資料20、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護予防ケアマネジメント支援システムの改修等についてであります。

それでは、説明をお願いします。

【高齢者福祉課長】 それでは、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護予防ケアマネジメント支援システムの改修等についてご説明いたします。

まず条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第16条第1項に基づく電子計算機による個人情報の処理変更、及び第17条第1項第4号に基づきます外部電子計算機との結合に関する以上2点の諮問でございます。

それとあわせて個人情報保護条例第14条第1項に基づきます業務委託についての報告となります。

ページをおめくりいただきまして、事業の概要でございますが、本事業の目的といたしましては、この度の介護保険法の改正に伴いまして、介護予防・日常生活支援総合事業、一般には総合事業と呼ばれておりますが、その総合事業を区が平成28年4月から実施するに当たりまして、これまで要支援1及び2に該当する方を要支援者と呼んでおりますが、それに加えまして、新たに本事業のサービスに該当いたします総合事業対象者への介護予防のケアマネジメントとか、サービス事業に伴い発生する事業者への報酬の支払いなどの給付管理を円滑に行うことを目的としているものでございます。

この介護予防ケアマネジメント支援システムの対象者といたしましては、要介護認定で要支援1及び2に該当する者、いわゆる要支援者で、今回新たに要介護認定の判定は受けてはいませんが、本人の自立機能をチェックする基本チェックリストによりまして、生活の自立度が低下していると判断された方、こういった方々が総合事業の対象者になります。

次に事業の内容についてでございます。まず、前提といたしまして、先ほど来目的のところでも申し上げてまいりましたが、今現在、要介護認定で要支援1・2と認定されている要支援者の方々につきましては、高齢者総合相談センターに在籍をいたしますケアマネジャーのケアプランの作成を含めたケアマネジメントを行っております。通所介護や訪問介護などのサービス事業を利用した場合の報酬支払いなどを、東京都国民健康保険団体連合会、通称、国保連を通しまして、給付管理を行っております。

今回は①といたしまして、介護保険法の改正に基づく総合事業の開始に伴い、新たに総合事業のサービスの対象者となる方々の介護予防ケアマネジメントとサービスを利用した際の報

酬と支払いなどの給付活動を行うために、現行の介護予防ケアマネジメント支援システムに新たな対象者を加えるための改修を行うものでございます。

そして②といたしまして、新たに総合事業のサービスの対象者がサービスを利用した場合、その報酬を、これまでの要支援者と同様に支払いを行うために、今回対象となる総合事業対象者につきましても、その情報について東京都国民健康保険団体連合会のシステムとの外部結合を行うものでございます。

そして、③といたしましては、新たに総合事業の対象者となった方々についての介護予防ケアマネジメント業務を地域包括支援センター、新宿区の場合は高齢者総合相談センターと称しておりますが、そこに要支援者と同様、委託をするという内容でございます。

対象者数といたしましては、平成28年度の事業実施時点での利用見込数を約2,800人と考えており、また、年間の給付管理処理件数といたしましては、1万9,381件を予定しているものでございます。

続きまして、別紙の個人情報処理システム開発・変更関係になります。

まず、登録業務の名称でございますが、介護予防ケアマネジメントでございます。記録される情報項目は、現在記録されている表記のものに加えまして、新たに該当となる事業対象者に関する文中下線で書かれている部分の情報が今回追加されるものでございます。

それでは変更の内容ですが、新たに実施をする総合事業に伴いまして、記載の（１）から（７）のシステム改修を行うものでございます。

個人情報保護対策といたしましては、システム改修を行います委託事業者による改修業務におきましては、個人情報には触れることは一切いたしません。また、委託事業者には、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。追加変更の時期については、記載のとおりとなっております。

続きまして、電子計算機の外部結合関係の別紙をご覧ください。

登録業務の名称、結合される情報項目は先ほどのシステム改修と同様となっています。外部結合との相手方といたしましては、東京都国民健康保険団体連合会です。結合理由といたしましては、総合事業対象者についての報酬請求事務を円滑に行うため、現在、要支援１及び２の方と同様に、国保連との連結を行うものでございます。

結合の開始時期につきましては、平成28年４月１日。情報保護対策といたしましては、情報を取り扱う地域包括支援センター、高齢者総合相談センターの職員には新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させるとともに、国保連専用の伝送セキュリティソフトを活用してまいり

ます。最後に業務委託に関する別紙をご覧ください。

委託先といたしましては、地域包括支援センター、後期高齢者総合相談センターの委託法人となります。事業者処理させる情報項目といたしましては、これまでのシステム改修が該当ということで、システムの内容と同様です。

委託内容は総合事業の対象となり得る方への基本チェックリストによる質問とその結果、総合事業の対象となった方につきましては生活実態把握、ケアマネジメントの作成、サービス提供後の観察や、サービス提供事業者との連絡・調整となります。委託開始時期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、以降1年ごとの継続となります。

情報保護対策でございますが、取り扱う情報は区のシステム専用サーバーにデータを記録・保存しまして、ID、パスワードを与えられた職員だけがシステムを使用できるようにいたします。また、情報の管理、保管状況につきましては定期的に立入検査を実施し、確認をいたします。

説明は以上です。

【会 長】 ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】 新しい介護保険法の改正に伴っての、新しく総合事業対象者がデータとしてふえている理解でいいかと思うんですが、1点、③の区内9カ所の地域包括支援センター、高相センターに委託をするということなんですが、最後のページにそれぞれの事業者、指定管理になっているわけですが、さまざまな株式会社、社会福祉法人があって、そうした会社や団体に対してのセキュリティ対策というのは、統一的に行われているのでしょうか。それともそれぞれの会社、あるいは社会福祉法人にある程度個人責任的に任されているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 取扱いにつきましては区のほうでマニュアルを提供しまして、そこで統一的に対応等をいたしております。

【佐藤委員】 やはりまちまちでやったら非常に困るので、また新たに個人情報が増えるということになりますと、セキュリティがきちんと万全にするということが非常に大事だと思うんですが、そういうのは何か責任者の方を呼んで研修をやったり、説明をしたりという形で毎年やられているんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 先ほどご説明申し上げましたマニュアルを示しておりまして、そのマニュアルに基づいた取扱い、これは年度の初めに管理責任者を呼びまして、高齢者福祉課のほう

で研修などを行っているものでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 今回のこの改正に伴って、当然そういう研修、説明会というのは責任者を呼んでしっかりやるし、また、その研修を受けた人が戻って、社内や社会福祉法人の中できちんとやるようにしていただきたい。その辺はいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 対応につきましては今ございましたように、年度の初めに私ども職員を対象とした研修を実施するとともに、しっかりと実行されているかどうか、その個人情報だけではなく、マニュアルに示した業務内容がきちんと対応がとられているか、年に一度必ず事業評価をいたしますし、また、外部委員による第三者評価も3年に一度実施してございますので、そういったことを通して確認をしていきたいと思えます。

【佐藤委員】 介護保険というかなり機微な情報が集まりますので、その点しっかりやっていただきたいと思えます。

以上です。

【会 長】 ひやま委員。

【ひやま委員】 今の関連なんですけれども、5ページの最下段、区が行う情報保護対策の3なんです、使用できる職員のみとありますけれども、今のご質問にもございましたように、この9カ所、8法人という方なんですけど、具体的に使用できる職員というのはどういった方なのかを教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 高齢者総合相談センターの中には、事務職員、それから社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、それから保健師、看護師、基本的には要支援者をケアマネジメントする主任ケアマネジャー。また、3職種の中でチームを組んで対応という、その後のこともございますので、事務職員を除いた職員につきましては一応こういったものについては取扱いをできるようにしている人ということです。

【会 長】 ひやま委員。

【ひやま委員】 ということは、基本的にこの法人の中でそういった資格を持っている方、直接やりとりをされている方、多くて何名ぐらいですか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 対象として大体10人ぐらいです。

【会 長】 ひやま委員。

【ひやま委員】 その中で責任者というのは、先ほどのいろいろなレクチャーなり何なりを受ける方が一人、責任者がいるという認識でよろしいでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 そのとおりです。

【会 長】 ほかに。瀬川委員。

【瀬川委員】 4 ページですが、結合形態、I S D N回線を利用と書いてあるんですけども、現在これでどういうリスクを、どう考えているのかというのと、今、確率で100%はないと思ったんですが、リスクについての情報漏えい、それから今は改善の努力をしていますのでやられるんでしょうけど、将来のことで何か展開についてはあるんでしょうか。

【会 長】 ご説明、どうぞ。

【高齢者福祉課長】 このI S D N回線を利用した情報のやりとりにつきましては、現在使っているものでございますし、また医療関係の目的でも全てこの回線を利用してございます。そして、これはデジタル回線による高速で安定したデータのやりとりが可能なんですけど、リスクとしては当然こういったものについては100%何もリスクはないのかとは思ってはおりませんが、今回の伝送につきましては、本来この専門のセキュリティソフトを活用してまいりますので、情報がそのまま、外に、個人情報ができるような形で漏洩することは、考えにくいのではという風に思っております。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 多分そういうことなんでしょうけど、将来のことと、それからこれはわかる範囲で結構なんですけれども、日本の公的な、あるいはこういう国が絡んだ情報については私の知っている限りでも、相当攻撃を受けているわけですね、それを盗もうとして。

多分ないと思うんですけども、国保連も含めて、情報を、攻撃を受けたとかという話を聞いたことございませんか。あるいは知っておられる範囲でありますか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 まだ、攻撃を受けたかどうかという情報につきましては、申し訳ございません、私の方ではまだ把握しておりません。

将来的なリスク回避というところでございますが、これは先ほどあったように、今回利用する回線が、言うならば取り扱うデータとしては私ども大変少ないデータですので、もともと保健であるとか、あるいは介護保険、それから医療保険、こういった関係につきましても現在

この回線を使つてのやり取りをしておりますので、そういった区、国をあげて総体的な中でのリスク回避をどのように考えていくかという問題になろうかと思っております。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見、ございますか。はい鍋島委員。

【鍋島委員】 消費者団体連絡会の中で今話題になっていることずばりなんですね。それで前にあったマイナンバーの個人番号利用事務の31-3の紫のところにもありますけれど、介護保険法による自立支援法とかいろいろなものがマイナンバーとつながるということで、そうすると、こういうふうに外部に渡している自分の個人情報もそこにつながって、どういうふうなことになるのかというのを心配している高齢者が結構いるんですね。

ずばりなものですから、これ自体はいろいろセキュリティーをちゃんとしてくださって承認していいと思うんですけど、これとのつながりというのが私たちには全く見えてこないんですね。

心配だけが先走っていても仕方がないので、この機会に教えていただければありがたいんですが。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 地域支援事業でも出ましたが、総合事業の地域支援事業の一事業に当たるものでございます。マイナンバー制度が導入されることによりまして、これまで介護保険でそれぞれの個人が利用しているものに対しまして、さまざまな手続関係がございまして、そういったものをできるだけ簡潔にできるかといったものも、マイナンバー制度導入の目的のひとつとだと捉えております。

今回の総合事業に入れてもらいまして、直接そのマイナンバー制度がというのは現行の制度の中に、新たに実は要介護認定の申請をしなくても、この総合事業の対象になる方というのが今後出てまいりますので、今回の修正につきましてはそういった方々を新たに、現状の取扱いの中に加えていくということになります。

したがいまして、直接今ございましたマイナンバー制度の1つの関係性というと、うまく説明ができなくて申し訳ないんですが、実際には地域支援事業の中で取り扱うということの一部になるかと思えます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 ちょっと問題が。この事業自体のことを言っているのではなくて、そういうふうに他機関に渡してある情報がありますよね。それとも結合してしまうと、庁内にあるものだけなら安心なんだけれど、そういうものについては安心なのかしらということで、この事業自

体のことは何も言っていません。

各機関のテクニカルのそういう、伊藤委員がおっしゃったテクニカルの問題です。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 このシステムの外部との結合につきましても、今現在実施をしているものでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 つながるんですよね。マイナンバーの中につながりますか。それを確認しただけです。漏えいとかそういう問題ではないです。つながるんですよね。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 はい。地域支援事業というのがマイナンバー対象になっておりますので。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 つながるという理解でよろしいんですね。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 はい。

【会 長】 ほかにご質問。はい林委員。

【林委員】 2つだけ、簡単に。

ここに2,800人というふうに出ているんですけれども、この方々がどういうふうに使われるのかというのがわからないんですけれども、この方法と、それでこの方々の個人情報はどういうふうに使われるのかなということ、具体的なんですけれども。

2番目は5ページの下のところ、先ほども別の方から質問がありましたけれども、私はほかの件でも質問をさせていただくようになると思うんですけれども、結論を言いますと、使用できる職員のためのID、パスワードとあるんですけれども、この方々は異動したり、退職されたりというようなことがあると思うんですが、こういう方々に対して、本件だけでなく、今後でも大事だと思うんですけれども、区が立ち入ったときに、要するに誓約書をとっていますかね。個人情報保護をかくかくこういうふうに従守するよということを、一人一人からとっているかどうか。どうでしょうか。実質的なお願いです。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 まず利用見込数の約2,800人でございますが、これは今現在、要支援を受けて事業を利用している方、プラス今後は、説明の中で申し上げましたチェックリストというのが実はございまして、これを使って高齢者総合相談センターの窓口で事業を利用できる方

の判別を行います。その方を合わせまして2,800人ということでございます。

それとID、パスワードの件でございますが、仕様書、委託している委託法人のほうに仕様書としてこちらのほうからお渡ししている内容の中には、退職後もこの区の個人情報の取扱いについて遵守することということをうたっているんですが、ID、パスワードにつきましては退職時にパスワードはそのときに変更をさせていただきますので、その個人が使っていたパスワードなどについては、一切その後は使えなくなっていて、別のものをパスワードを付与して対応しますので、これはアクセスが後ほどできるようなことがないようにします。

【会 長】 林委員。

【林委員】 要するに包括支援センターに対してあれだけども、個人からもそれをとにかく具体的に一人一人の担当者からも、これをとっているということですね。誓約書の中できちんと守りますよと。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 個別に、個人個人からは、申し訳ございません、とっておりませんが、受託法人にそれを守らせるという状況です。

【会 長】 林委員。

【林委員】 そうすると立入検査されたときに、一番肝心の最前線の皆さん、ケアマネジャーさんほか、いろいろ派遣の方もおられるでしょうけど、そういう方が守っているかどうかというのは、どうやって検査というか、あなた、ちゃんとやっているねというのはどうやって確かめるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 先ほどご説明の中で、事業評価を私ども毎年やっておりますが、そういった中で、個人個人の個人情報の取扱いについてもチェック項目として述べさせていただきますので、その中で取扱いがどうだとかということの評価をしています。

【会 長】 林委員。

【林委員】 評価とかなんかではなくて、あくまでも意識づけでもって個人情報を守りたいという一心で言うんですけれども、一人一人から誓約書をとっておいて、意識的にきちんと守れよということとはできないものなのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 それぞれの職員については受託法人が雇用している関係がございますので、今現在、私どもはそういうことで確認をとっておりませんが、今後そういった、さらに個

人個人レベルの取扱いの安全性を確保できるような取組みについては検討してまいりたいと思います。

【会 長】 林委員。

【林委員】 ちなみに専門の方はご存じだと思うんですけども、本件に限らず全部そういうことなんですね、外部委託の場合には。

法は、難しいこと、私わかりませんけれども、逐条解説を読んだりすると、そこを求めていますのでね。やっぱりその誓約書的なものもきちんをとるべきであるという形で、今後必須になるんじゃないでしょうかね。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 まずは現状を確認いたしまして、そういった対応などについては課題としてとられますので。

【会 長】 林委員。

【林委員】 わかりました。

【会 長】 ほかにご質問かご意見。はい三雲委員。

【三雲委員】 基本的な質問なんですけれども、ＩＤ、パスワードというのは当然それぞれの職員に個別に別々ものが付与されているということ。それと端末のパソコンなんですけど、これは汎用のものじゃなくて、取扱い用のソフトが入っていて、それがないと使えないことになっているということよろしいんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 そのとおりです。

【会 長】 他に。河邑委員。

【河邑委員】 そのＩＤとパスワードですけども、定期的に更新されるようになっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 それは私どものほうから、パスワードの定期的に変更するようにというのは指示をしておりますので、実際のところ変えているのかどうかはわかっていません。

【会 長】 河邑委員。

【河邑委員】 これは非常に秘密性の高い情報なので保護しなければならなくなりますので、通常は、そういった場合には一般的な話なんですけれども、ＩＤ、パスワード両方か、むしろパスワードについても１年に１回でも変えてみるのが、必要だと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 わかりました。ご指摘いただいた点は大変重要な点だと思っております、すぐに改善できることだと思いますので、それは対応したいと考えております。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 つけ加えて恐縮なんですけれども、1年とか2年とかじゃなくて、普通の企業では90日とか60日という場合がありますので、変更は大変ですが、ぜひこれは意見ですけど、もっと定期的に、変更したほうが、いいと思います。

【会 長】 どうぞ。

【高齢者福祉課長】 定期的に、私ども区のほうも3カ月に1回ぐらいやっておりますので、同様の対応をとっていただければと考えております。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 今の話に関連するんですけど。前もここで言ったんですが、パスワードの変更というのは余り科学的に根拠がないという説が出ていまして、ここで言うのもどうかと思うんですけど、それ以上にアカウントロックという方式のほうが今は重要になっていまして、例えば、3回パスワードを間違えたらロックがかかるというものです。どちらかというパスワードの変更というと事務的にもすごく煩雑になってしまって、逆にトラブルが起きるという、そういった科学的な、特に根拠がない話だということで、アカウントロックのほうをご検討いただけると。

【高齢者福祉課長】 わかりました。

【会 長】 恐縮ですが、この件はよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 諮問事項と報告事項がありますので、諮問事項としては承認、報告事項としては了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 では、本件は了承ということで。今のご意見は記録していただければと思います。

【会 長】 今度は資料32です。新宿区まちづくり長期計画の策定に関する調査等業務の委託についてであります。

それでは、説明をお願いします。

【都市計画課長】 新宿区まちづくり長期計画の策定についてでございます。

資料のほう、2 ページをお開きいただきたいと思います。

担当課は都市計画課でございます。目的としましては、新宿区まちづくり長期計画の策定、いわゆる新宿区の都市マスタープランの見直しに当たり、アンケート調査を実施し、区民等のまちづくりに対する意向を把握したいというふうに考えております。対象となる方は区民等ということになります。

概要でございますが、繰返しになりますが、本年度より新宿区都市マスタープラン、これは都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針なんですけれども、そういったものをあわせ持つ、今年度から新宿区まちづくり長期計画という計画を3カ年かけて策定したいと考えております。初年度、その策定に当たり、本件の委託の中でまちの状況の変化とか、区民の皆さんのまちづくりに対する意向などを把握するためにアンケート調査を実施したいというふうに考えております。

行うアンケート調査の予定なんです、調査数としましては区民2,000票及び区内の事業者1,000票を予定してございます。対象者の抽出方法は、住民基本台帳から無作為で抽出したいというふうに考えております。都内の事業者については今のところ検討中でございます。調査期間としましては、本年の10月下旬から11月ぐらいにアンケートの発送を予定しているところでございます。

続いて資料の3 ページをご覧ください。委託先なんですけれども、上から3 段目にございます株式会社社会空間研究所という都市計画コンサルタントに委託をしております。処理される情報項目としましては、アンケート調査の対象者の住所、氏名というものになります。記録媒体としましては紙及び電子媒体を考えております。

委託の内容なんですけれども、(1) アンケートの作成ということで、区から調査対象者のリストを受渡しまして、委託先には印刷物の作成、アンケートの折込み等を行っていただいた後、宛先シールの作成、張り付けを行った後、区に納品していただくということです。

アンケートの集計及び分析については個人情報が含まれておりません。委託の時期としましては、本年7月23日から今年度末、来年の3月31日までになっております。アンケート調査の作業というのは9月以降を予定しているところでございます。

情報保護の対策としましては、契約に当たりまして、4 ページ以降に添付させていただいてます特記事項を添付します。また、状況に応じまして、私ども区職員が委託先の立入調査を行いまして、個人情報の管理、保管状況の確認を行いたいというふうに考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。

【会 長】 それでは本件について、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

三雲委員。

【三雲委員】 この委託先についてはこれまで調査業務等において委託した実績というのはあるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【都市計画課長】 過去に、平成5年に新宿区の住宅マスタープランの策定ということで委託した状況がございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 その際の個人情報保護に関する処理状況というのは、どうだったのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【都市計画課長】 あのときはしておりません。住宅マスタープランの中身を見る限りでは個人情報扱うような内容はないようなことを確認しております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、その調査、アンケートはやらなかったんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【都市計画課長】 そうですね。平成5年なんですけど、その当時のところまでは確認しておりません。

【会 長】 アンケートだからこれと同じように、住所、氏名だけはついて、それが個人情報かということですか、あるいは、そのときは住所、氏名もないアンケートということですか。

【都市計画課長】 その平成5年のときの同じ委託先がやった別な計画の策定については、アンケートを行ったかどうかということも含めて把握していないです。

【会 長】 わかりました。ほかに質問は。三雲委員。

【三雲委員】 集計及び分析が個人情報なしとなっていますけれども、そのアンケート用紙等において、誰に渡したアンケート用紙か特定ができるということはできないものなのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【都市計画課長】 それはできないようになっています。性別と地域と年代までは回答いただくような予定では考えております。

【会 長】 よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見、ございますか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料27、駐輪施設定期利用申請受付業務の委託についてであります。

説明をお願いします。

【交通対策課長】 交通対策課長の小俣でございます。よろしくお願いいたします。

それでは着席して、駐輪施設定期利用申請受付業務について、ご説明させていただきます。

駐輪場等駐輪施設がございますが、こちらのほうについては利用者の方、定期利用と一時利用というのがございますが、そのうちの定期利用というのは年度で利用することができるようになっておりまして、この定期利用の申請の受け付け業務、こちらのほうの一部を委託するというもので、その委託に当たりまして個人情報等の取扱いがあるということで、本日報告させていただくというものでございます。

資料のほうで、事業の概要の中で事業内容というのがございますので、こちらのほうをご覧ください。まずは受け付けとしましては、利用をご希望する方から申請書の受け付けというのを区が行いまして、1番、事業内容のところですが、受託者は区が受け付けました利用申請書、こちらのほうを申請箇所——申請箇所というのは駐輪施設の箇所ということでございます。申請箇所別に定期利用にかかわる区が指定する優先順位、この優先順位というのは米印がついておりますが、下のほうに優先順位というのがございますが、この1から5までが優先順位というふうになっております。この優先順位ごとに名簿を作成いたします。受託者はこの名簿に基づきまして、駐輪場の定員がございましたが、それに超過するかしらないかということで、まず超過した場合には超過した箇所については職員立会いのもとで抽選を行いまして、利用者、それから補欠者というのを選定いたします。あと、定員が超過しなかった場合は、皆さん、申請いただいた方が利用者ということで選定することになります。

この結果を受けまして、受託者は利用者の方及び補欠の方に対して、結果通知書、それから納付書。納付書というのはこちらの利用者に限るということで、これを作成して納付するということになっております。こちらのほうの業務を今回委託するということになっております。

それでは、もう1枚のほうの別紙（業務委託）という資料をご覧ください。こちらのほうで、4番目のところです。委託に伴い、事業者処理させる情報項目が書いてございます。こちらのほうで取扱う個人情報として住所、氏名、電話番号、自転車駐輪申請箇所、利用期間、防犯

登録番号等、記載の項目を取扱わせるということになります。

一番最後に、委託事業者に行わせる情報保護対策ということですが、こちらに記載しています内容のとおり行わせるということですので、例えば2番のところで電磁的媒体の受渡しには、施錠可能なケースを使う。また、4番のところですけれども、ID、パスワード等の設定を行う。こういうことを行わせた上で受託させるということを考えております。

説明は以上でございます。

【会 長】 ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。何か所ぐらいあるんですか。

【交通対策課長】 駐輪施設につきましては、施設としては申請箇所としては33カ所ございます。受付は1カ所で行います。

【会 長】 委託先というのは1社ですか。

【交通対策課長】 はい。委託先は1社を考えてございます。

【会 長】 何かご質問、ご意見ございますか。はい林委員。

【林委員】 自転車でこのところを見ると、3ページの委託に伴う事業者処理させる項目というのは、必要最小限度で必須項目で、こんなに項目がどうしても必要なものなんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【交通対策課長】 登録に当たりましてこちらの内容を、必須の項目ということでございます。利用者の方の住所であるとか、また後は優先順位をつけるときの、こちらのほうへの必要な資格証明書、そういったものもございますので、こちらのほうが必須の項目ということになってございます。

【会 長】 林委員。

【林委員】 勤務先だとか、通学先だとか、利用料免除資格証明書。こんなに必要なものなんですか。よくわかんないんですけど。

【会 長】 ご説明ください。

【交通対策課長】 こちらの優先順位をつけるということで必要な項目です。

【会 長】 林委員。

【林委員】 ああ、優先順位。

【会 長】 ご説明ください。

【交通対策課長】 区外在住である、在勤である、そういったことがまず。それとあと、こちらで今お話しいただきました資格証明ということで、障害者手帳の交付を受けている方、そういう方は利用料の免除等もございますので、そういった中でこれらのものが必要になってきま

す。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見は。はい鷺野委員。

【鷺野委員】 この優先順位をつける際に、実際には漏れている人というのはあるんでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【交通対策課長】 こちら、今ご指摘いただいたとおり、申請数6,743で、駐輪施設6,802ということで、これだけですと数として足りているのかということだったと思うんですが、実際には駐輪施設によってご希望の方が多いところというのがありまして、昨年度のこの6,743に対して、当選された方ということでは5,365という数だったという実績がございます。

ですから駐輪施設はあるけれども、希望者の方がいらっしゃらなくて空いている。この年度当初のところでは空いていたということもあるということでございます。

【鷺野委員】 ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 それでは、資料33、新宿区立早稲田南町保育園分園運營業務の委託についてであります。

それでは、ご説明ください。

【保育園子ども園課長】 よろしく願いいたします。説明いたします。

お配りしました資料の事業の概要というところをご覧ください。早稲田南町保育園の分園の運營業務委託についての報告でございます。

こちらは、この地域が非常に待機児童が多いということで、待機児の緊急対策の一環ということで、早稲田第2アパートの跡地に、この早稲田南町保育園の運用を、建設をいたしまして、そこで民間の事業者運営を委託するという内容でございます。開所日時、それから利用対象者、あるいは利用定員につきましては、こちらの事業概要の2番、3番、4番のところに書かれております。合計で134名の園児を受け入れるということで進めているところでございます。

続きまして、早稲田南町保育園分園運營業務の委託についてという、もう1枚のペーパーをめくってください。

実際に民間の事業者運営を委託するわけですが、公募型プロポーザルによって選定をいたします。もう、内定という形では事業者が決まっておりますけれども、所定の手続を今行っ

ている最中でございますので、資料のほうでは未定とさせていただきます。

委託に伴って、事業者処理させる情報項目については、児童に係る情報、利用者（保護者）に係る情報、それから利用者の同居家族に係る情報ということで、こちらに列挙させていただいております。処理させる媒体としましては、紙及び電磁的媒体を予定しているところでございます。

委託の理由でございますが、先ほど申し上げましたとおり、待機児童数が多い地域でございますので、そうした待機児童対策を解消するための緊急対策ということで、こちらの第2アパートの跡地にこの保育園の分園を建設するというところでございます。

委託の開始、期間、時期及び期限でございますが、基本的には1年間で、それを毎年事業者評価をいたしまして、その結果によって更新をしていくということで、28年4月1日からの開設を予定しております。

委託に当たって区が行う情報保護対策でございますが、こちらに書いてあるとおりでございます。区職員も必要に応じて施設への立入りというのを行っております。指導検査の一環ということでやっておりますので、そうした中でも事業者が個人情報を適切に取り扱っているかというところは、適宜、区のほうでチェックをしたいと思っております。

受託事業者に行わせる情報保護対策はこちらの資料に書かせていただいた、主に5つの方法によって、しっかりと個人情報の保護を行わせていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

【会 長】 これは今まで保育園の運営業務の委託というのは幾つもあるんです。それと同じような情報項目であり、やり方も全部同じということでよろしいでしょうか。

【保育園子ども園課長】 はい。同じでございます。おっしゃるとおりです。

【会 長】 何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。瀬川委員。

【瀬川委員】 3ページにある、確認ということなんですけれども、委託に当たり区が行う情報保護対策1、2があって、2に必要なに応じ、先ほど「適切に」という言葉を入れられたと思うんですけれども、具体的にはどれぐらいの想定ないし現実に今までの担当はやっておられましたか。

【会 長】 ご説明ください。

【保育園子ども園課長】 現在も行っておりますけれども、基本的には区の職員が年に2回、最低の回数でございますが、年に2回、定期的な立ち入りを行います。

あとは必要に応じて問題のあるところは、適宜行っているという状況でございます。

【瀬川委員】 ありがとうございました。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見等はございますか。

ないようでしたら、報告事項ということですので、了承ということにいたしますが。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 本件は了承ということで、ご苦労さまでした。

最後に、事務局のほうから何かございましたら、よろしく。

【区政情報課長】 次回の審議会の日程でございます。11月4日水曜日、午後2時から。場所は第2委員会室、一番奥の委員会室になりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【会 長】 これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

午後 4時00分閉会